

## 江東区亀戸児童館の指定管理者の指定について

## 1 施設の名称・指定管理者候補者・指定期間

施設の名称	指定管理者候補者	指定の期間
江東区亀戸児童館	東京都世田谷区上北沢三丁目8番19号 社会福祉法人 雲柱社 理事長 服部 榮	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで

## 2 選定方法

公募選定の方法

## (1) 第1次審査

応募申込み時に提出された、法人に関する書類、経営状況を証明する書類、事業計画書、収支計画書等を基に審査を行い、総合的な審査を行った。その結果、配点の6割以上の得点を獲得した3法人を選定した。

## (2) 第2次審査

第1次審査を通過した3法人に対して、現地視察及びヒアリング、プレゼンテーションを行い、総合評価により指定管理者候補者を選定した。

## 3 選定の経緯

日付	会議名	内容
令和3年4月22日	第1回指定管理者選定評価委員会児童館専門部会	募集要項(案)の決定 選定基準(案)の決定 評価基準(案)の決定
令和3年5月12日	第2回公の施設に係る指定管理者選定評価委員会	募集要項、選定基準、評価基準の決定
令和3年5月24日		募集要項の配布開始
令和3年6月2日		施設見学会
令和3年6月18日		募集締切
令和3年7月1日	第2回指定管理者選定評価委員会児童館専門部会	第1次審査通過法人決定
令和3年7月14日		第1次審査通過法人実地審査

令和3年7月26日		第1次審査通過法人プレゼンテーション
令和3年8月4日	第3回指定管理者選定評価委員会児童館専門部会	選定評価委員会に推薦する候補者選定
令和3年8月27日	第4回公の施設に係る指定管理者選定評価委員会	推薦候補者の決定

#### 4 選定結果

##### (1) 応募状況

施設見学会参加事業者数 4 法人

申込み事業者数 3 法人

##### (2) 第1次審査の結果（書類審査）

評価項目	合計点	A法人	B法人	(社福) 雲柱社
I 受託する姿勢や意欲	30	21.0	21.8	27.0
II 児童館の施設運営について	40	22.8	27.8	31.8
III 児童館・江東きっずクラブの一体運営について	30	14.4	18.8	22.8
IV 受託施設における児童厚生施設等運営に関する考え方	155	102.8	122.0	131.8
V 受託施設における地域との関わりに対する考え方	40	24.8	28.6	33.6
VI 開設前の準備	5	3.2	3.8	5.0
VII 法人運営状況	60	39.2	43.4	52.2
VIII 特記事項	30	20.0	23.2	25.6
合計	390	248	289	330

##### (3) 第2次審査の結果（現地視察及びヒアリング、プレゼンテーション）

評価項目	合計点	A法人	B法人	(社福) 雲柱社	
I. 施設視察	1 施設の環境	50	40.0	44.0	46.0
	2 利用者への働きかけ	20	16.0	18.0	18.0

	3 衛生環境	40	40.0	40.0	40.0
	4 安全管理	20	16.0	20.0	20.0
	5 個人情報保護	20	20.0	20.0	16.0
II. プレゼン テーション	1 経営理念・運営方針	60	40.0	45.3	54.7
	2 法人の運営体制	60	38.7	44.0	54.7
	3 施設運営	130	85.3	100.0	108.7
	4 地域共生社会の推進	60	42.0	42.0	50.0
	5 計画の実現性	50	35.3	36.7	45.3
合 計		510	373	410	453

#### (4) 総合結果

評価項目	合計点	A法人	B法人	(社福) 雲柱社
第1次審査	390	248	289	330
第2次審査	510	373	410	453
合 計	900	621	699	783
評価段階		B	B	A

#### 5 選定理由

児童厚生施設等の運営実績が豊富であり、区の子童館の運営方針を理解し、施設運営に関する考え方についても評価が高い。また、法人の支援体制が整っており、児童館・きっずクラブ併設施設の特徴を生かした提案も明確である。よって、引き続き地域との信頼関係が高い運営が期待できる。

これらが選定に至った理由であり、総合結果において高い評価を得た社会福祉法人雲柱社を亀戸児童館の指定管理者（候補者）として選定する。